

令和3年度 第10回中区協議会

# 会議資料

## 【協議事項】

- ア 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）の  
パブリック・コメント実施について
- イ 勤労福祉施設（勤労会館と勤労青少年ホーム）のあり方  
検討について

## 【報告事項】

- ア 令和4年度中区地域力向上事業の「市民提案による住みよい  
地域づくり助成事業」の選考結果について
- イ 令和3年度のパブリック・コメントの結果について

令和4年3月23日開催

中区協議会

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	□諮問事項      ■協議事項      □報告事項				
件 名	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）の パブリック・コメント実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○目的 デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。</p> <p>○背景 ・人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められている。 ・本市は令和元年に「デジタルファースト宣言」を行い、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定。デジタルの力を活用したまちづくりに関する取組を推進している。 ・令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務が規定された。</p> <p>○検討事項 本市のこれまでの取組及び国の法律・動向を整理し、条例案を検討した。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、ご意見を伺うもの。</p> <p>○条例案のポイント (1) デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則を定める (2) 市の責務及び市民等（市民や事業者）の役割を明らかにする (3) 施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針等の策定等について定める (4) 推進体制の整備について規定する</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	案の公表、意見募集	令和4年3月15日～4月14日			
	市の考え方公表時期	令和4年5月 予定			
	実施時期または施行時期	令和4年7月1日 予定			
担当課	デジタル・スマートシティ 推進事業本部	担当者	三岡 由莉	電話	457-2454

# 浜松市デジタルを活用した まちづくり推進条例(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



## 1. 「浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)」とは

人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められる中で、デジタルの活用による利便性向上や社会課題への対応に対する期待が高まっています。

こうした中で、デジタルを活用したまちづくりを推進し、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目指して、条例を制定します。

## 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年3月15日(火)～令和4年4月14日(木)

## 3. 案の公表先

デジタル・スマートシティ推進事業本部、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

## 4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	デジタル・スマートシティ推進事業本部(地域情報センター3階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-7 デジタル・スマートシティ推進事業本部あて
③ 電子メール	<a href="mailto:dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp">dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>

## 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年5月に公表予定です。公表先は案の公表先と同じです。

## 6. 問い合わせ先

デジタル・スマートシティ推進事業本部  
(TEL 053-457-2454)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください。

- パブリック・コメント実施案件の概要 …… P 3
- 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）  
………… P 4～P 5
- 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）解説  
………… P 6～P 11
- 浜松市デジタルファースト宣言 …… P 12
- 浜松市デジタル・スマートシティ構想 …… P 13～P 14
- 意見提出様式（参考） …… P 15

## パブリック・コメント実施案件の概要

<b>案件名</b>	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）
<b>趣旨・目的</b>	デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、すべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。
<b>策定に至った背景・経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められている。</li> <li>・ 本市は、令和元年10月に「デジタルファースト宣言<sup>※1</sup>」を行い、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想<sup>※2</sup>」を策定。デジタルの力を活用したまちづくりに関する取組を推進している。</li> <li>・ 令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務が規定された。</li> </ul>
<b>立案した際の実施機関の考え方及び論点</b>	デジタルを活用したまちづくりが、市民の利便性向上や社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、条例を制定することで、取組の更なる推進に繋げていく。
<b>案のポイント</b>	<p>(1) デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則を定める</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①多様な主体の参画や多様な情報システムの連携が可能な環境づくり</li> <li>②多様かつ包摂的な社会の実現への寄与</li> <li>③個人情報の保護、プライバシー保護への配慮、透明性の確保</li> <li>④持続可能性</li> <li>⑤災害等に対する都市機能の維持、迅速な復旧に係る体制等の構築</li> </ol> <p>(2) 市の責務及び市民等（市民や事業者）の役割を明らかにする</p> <p>(3) 施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針等の策定等について定める</p> <p>(4) 推進体制の整備について規定する</p>
<b>関係法令 など</b>	<p>関係法令：デジタル社会形成基本法</p> <p>関連計画等：浜松市デジタルファースト宣言 浜松市デジタル・スマートシティ構想</p>
<b>計画・条例等の策定スケジュール（予定）</b>	<p>案の公表、意見募集開始 令和4年3月15日</p> <p>意見募集終了 令和4年4月14日</p> <p>市の考え方公表 令和4年5月予定</p> <p>実施時期または施行時期 令和4年7月1日予定</p>

※1 資料の12ページをご覧ください。

※2 資料の13～14ページをご覧ください。

## 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もってすべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

### （基本原則）

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

- (1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、すべての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。
- (3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。
- (4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。
- (5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持並びに迅速な復旧に係る情報システム及び体制の構築に努めること。

### （市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （市民等の役割）

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

# 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）

## 解説

（目的）

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もってすべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

### 【解説】

人口減少・少子高齢化社会の到来や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題に直面し、まちづくりや都市経営に新たな視点や変革が求められています。一方、コロナを契機として急速にデジタル化が進展しています。新技術や各種データを活用したデジタル化の取組は、従来の発想にはないシステムの効率化、サービスの提供等を可能とし、各種の社会課題を解決する可能性を有しています。

浜松市では、令和元年10月に「デジタルファースト宣言」を行い、令和2年度には、推進組織として浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォームを設置、令和3年3月には、浜松市デジタル・スマートシティ構想を策定・公表するなど、デジタルを活用し市民の利便性向上や社会課題への対応に資するための取組を行っています。

こうした中、国においては令和3年9月1日にデジタル庁が発足、同日にはデジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務を規定したデジタル社会形成基本法が施行されるなど、デジタル改革が進められています。

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本となる事項を定め、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的として制定するものです。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。

【解説】

本条例では、条例名や第1条等で用いられている「デジタルを活用したまちづくり」を、「情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくり」と定義し、先端的な技術やデータを活用しながらまちづくりを進めていきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。

【解説】

本条例における「情報通信技術を用いた情報の活用」の定義は、デジタル社会形成基本法の定義を使用します。

デジタル社会形成基本法第二条では、「情報通信技術を用いた情報の活用」及び「情報通信技術」を、以下の通り定義しています。

情報通信技術を用いた情報の活用とは

情報通信技術を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること

情報通信技術とは

従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術

例：

- ① 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術
- ② 同法同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術
- ③ 同法同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術

(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

【解説】

本条例では、市民等を、「浜松市内に居住する個人、市内に滞在する個人、市内を通過する個人及び浜松市区域内外の事業者」と定義しています。事業者は、営利または非営利、個人事業主または法人、本店または営業所かを問いません。

(基本原則)

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

(1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。

【解説】

デジタルを活用したまちづくりを推進する上での基本原則を規定しています。

多様な主体の参加が可能になることで、イノベーション（革新的な技術や新たなサービス・仕組み）の創出を促します。また、様々な情報システムが連携することで、データを流通させて新たな価値を生み出していきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、すべての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。

【解説】

デジタルの活用は目的ではなく、あらゆる人の社会活動や都市運営を支援する手段・ツールとして活用します。そして、デジタルで高齢者、障がい者、外国人、女性をはじめ、すべての人の社会参加を支え、多様で包摂的な社会を目指します。

デジタル化の進展により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスの提供が可能となり、市民・利用者が、それぞれの状況に応じた体験を選択することが可能となってきています。こうしたことを踏まえ、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指します。

(3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護法が保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。

【解説】

情報通信技術を用いた情報の活用にあたっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを明確にし、透明性を確保します。

(4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。

【解説】

新たなサービスや事業の立ち上げにあたっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し進めていきます。

(5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持並びに迅速な復旧に係る情報システム及び体制の構築に努めること。

**【解説】**

自然災害やパンデミック（感染症等の世界的な大流行）、サイバー攻撃の脅威（コンピュータシステムに対する電子的攻撃など）、その他トラブルによる障害が生じても最少限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**【解説】**

第1条に規定する目的を達成するための市の責務を規定しています。市は、本条例で規定する基本原則にのっとり、防災、農林業、エネルギー、教育・子育て、健康・医療・福祉、産業などの分野間の連携やデータの利活用を推進することで、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に進めていきます。

また、デジタルを活用したまちづくりは、市民や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら官民共創で進めていくことの重要性に基づき、「市民等と協力し、及び連携しながら」デジタルを活用したまちづくりに関する施策を進めていくことを規定しています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

**【解説】**

市民等は、第1条に規定する目的を達成するため、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めることを、役割として規定しています。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

**【解説】**

浜松市は、デジタル活用の観点から分野横断的な取組の指針として、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定しました。本構想を条例で規定する基本指針に位置づけ、デジタルを活用したまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に引き続き取り組んでいきます。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

**【解説】**

基本指針となる浜松市デジタル・スマートシティ構想に基づく計画の策定を規定しています。

今後、デジタル・ガバメント分野における計画の策定を予定しています。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

**【解説】**

デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針や計画を策定し、又は変更したときは、市民や事業者の皆様に公表します。

なお、浜松市デジタル・スマートシティ構想は、浜松市ホームページにて公表しています。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

**【解説】**

施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しています。

浜松市は、令和2年4月に、市長を本部長とする庁内組織として「浜松市デジタル・スマートシティ推進本部」を設置するとともに、官民で連携しながら取組を推進する組織として「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立しました。この2つの組織を条例で規定する推進体制に位置づけ、引き続き取組を推進していきます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

**【解説】**

本条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、要綱等で別に定めることを規定しています。

## 浜松市「デジタルファースト宣言」

人口減少・少子高齢化社会の到来やインフラの老朽化をはじめとした社会課題が深刻化するなか、AI・ICT等先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、都市づくりや市民サービスの提供、自治体運営に“デジタルファースト”で取り組み、持続可能な都市づくりを推進することを宣言します。

令和元年 10 月 31 日

浜松市長 鈴木 康友

### < 3つの戦略 >

#### 1 「都市づくり」のデジタルファースト【都市の最適化】

データや先端技術を最大限に活かし、産業の活性化や都市機能の高度化を目指す“デジタル・スマートシティ”政策を推進し、都市の最適化を図ります。

#### 2 「市民サービス」のデジタルファースト【市民サービス向上】

AI・ICT等先端技術を活用し、市民サービスを最適なかたちで提供することで、市民の利便性の向上を目指します。

#### 3 「自治体運営」のデジタルファースト【自治体の生産性向上】

AI・ICT等先端技術を活用し業務の効率化や高度化を図るとともに、データ活用による自治体運営により、生産性の向上を目指します。

# 浜松市デジタル・スマートシティ構想

## 将来像

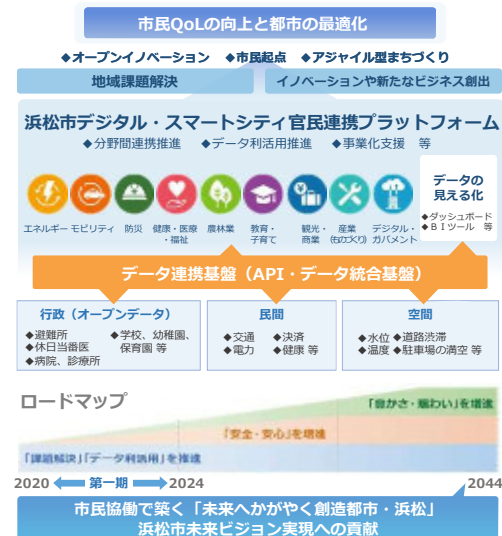
### ～ デジタルで“繋がる未来”を共創 ～

人口減少・少子高齢化やインフラ老朽化、コロナ禍の状況においてデジタルの力を最大限に活用し、「市民QoL（生活の質）の向上」と「都市の最適化」を目指し、デジタルで“繋がる未来”を官民で共創します。



## 推進体制とエコシステム（好循環）

官民共創によるまちづくりを進め、「地域課題の解決」と「イノベーションや新たなビジネスを創出」するエコシステム（好循環）を形成します。



### 【推進体制】

- 「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」（PF）を中核に官民共創でデジタル・スマートシティを推進。
- PFは各分野の推進組織と連携し、分野間連携とデータ活用を推進。
- PFは民間主導のプロジェクトの創出を支援し、市民目線で地域のプラットフォーム及びコーディネーターの機能を担う。

### 【目指すエコシステム（好循環）】

- ベンチャー企業などから課題解決のアイデアやソリューションの提案を受け、実証実験を実施。
- 実証実験は「国土縮図型都市・浜松」の多様なフィールドを活用。
- 実行・検証・改善を繰り返し、社会実装へとつなげる。

市民は、実証実験への参加やサービスを選択する形で「市民QoL向上」に貢献。

企業は、地域課題の解決に貢献することでイノベーションや新たなビジネス創出の機会とする。

## デジタルで“繋がる未来”の概観

デジタルの力を最大限に活用し、「課題解決型のアプローチ」と「未来に夢と希望を持てるチャレンジ」を組み合わせることで、ヒト・モノ・コトを繋ぎ、“繋がる未来”を創造します。



**【文化・芸術】**  
デジタル活用で世界と音楽で繋がり、デジタル・音楽・芸術が融合した新たな文化を浜松から発信。

**【健康・医療・福祉】**  
遠隔医療やIoTを活用した見守りでどこでも安心して生活。AI（人工知能）がデータに基づきお薦めの食事や運動を紹介してくれて、いつまでも健康に生活。

**【教育】**  
世界の学校と繋がりオンライン留学。AIが自分にあった学習メニューを推薦。年齢に関係なく、誰でも多様な学び機会があり、いつでもチャレンジ可能。

**【社会参加】**  
高齢者や障がい者、外国人、女性、誰もがデジタル技術に支えられ、社会と繋がりが、それぞれの力を発揮。



**【産業】**  
ドローンやロボットの活用で省力化と生産性が向上。AIやビッグデータを駆使し、付加価値が向上した儲かる農業が実現。



**【移動・物流】**  
どこにいてもドローンで好きなもの・サービスがいつでも届く。免許を返納してもライドシェア（相乗り）や自動運転で自由にどこへでも移動。



**【行政サービス】**  
スマホ1台でどこでもいつでも簡単手続。必要な情報は必要な時に届く。困ったときは、24時間、AIコンシェルジュ（案内人）が対応。職員との対面相談も選べる、便利で安心な市役所。



**【防災】**  
センサーのデータやAI予測により危険を回避。被害を最小限に抑え、災害の状況もリアルタイムで可視化。大切な人や情報、支援に繋がりが安全・安心な社会を実現。

### デジタルで“繋がる未来”のキーワード

- 人と人が繋がる（リモートでの見守りや面会、相談、帰省等）
- 社会と繋がる（高齢者や障がい者、外国人、女性等の社会参加をサポート）
- サービスが繋がる（遠隔教育、遠隔医療、遠隔鑑賞等）
- 都市部と地方が繋がる（リモートワークや多拠点居住の促進）



# 浜松市デジタル・スマートシティ構想

## 第一期（2020年度～2024年度）における重点取組分野

2020年度から2024年度の5年間を第一期と位置づけ、①本市の強みを活かした取組、②ウィズコロナ、ポストコロナのニューノーマルや安全・安心への対応、③課題解決型アプローチによる持続可能で包摂的な社会の構築に向けた取組、④推進基盤の構築や強化に重点的に取り組みます。

### ①浜松の強みを 唯一無二のものに

#### ウエルネス

- 「予防・健康都市浜松」実現に向けた官民連携
- 健康情報を活用した生活習慣病等の予防・改善
- 介護ロボット等の活用による介護従事者の負担軽減
- AI等を活用した健診（検診）の受診率向上

#### 音楽文化・ エンターテイメント

- デジタル技術を活用した文化事業の実施
- ニューノーマル時代のエンターテインメントの新たな楽しみ方の創出と普及
- インターネットを活用した音楽文化等の発信とリモートによる国際交流の推進

#### 産業（ものづくり・農林業）

- 国土縮図型都市・浜松のフィールドを活用した新たなサービスやソリューションの創出
- サテライトオフィス等を活用したベンチャー企業等の誘致
- 先端技術を活用するスマート農林業の推進
- 中小企業の生産性向上に向けたIT（情報技術）・IoT等の活用支援

#### 観光・商業

- デジタル・マーケティングの活用による情報発信
- 新しい生活様式に即した観光の活性化と賑わいの創出
- 関係人口の拡大や多拠点居住の促進
- デジタル活用による移住・定住・交流の促進
- キャッシュレスの推進
- デジタルを活用したインセンティブ（報奨、奨励）付与による誘客や消費活性化の研究

### ②浜松らしい ニューノーマル社会の実現を目指して

#### リモートワーク・ 多拠点居住

- 関係人口の拡大や多拠点居住の促進
- デジタル活用による移住・定住・交流の促進
- リモートワークやテレワークの推進
- テレワークパーク構想の推進
- 副業・兼業人材の活用促進

#### 見守り・ 災害対応

- IoT等を活用した高齢者や子どもの見守り推進
- 災害予測や災害状況の効果的な把握
- 災害関連情報の効果的な提供
- 避難所の効果的な3密対策

#### 教育・ 子育て

- GIGAスクール構想の実現に向けた教育環境整備
- オフライン授業とオンライン授業のハイブリッド（組み合わせ）による持続可能な教育の推進
- ICT（情報通信技術）等を活用した子どもや子育て世代への効果的な情報提供や相談体制の構築

#### デジタル・ ガバメント （電子行政）

- 書面規制・押印・対面規制等の見直し
- 行政手続きのオンライン化やキャッシュレスの推進
- マイナンバーカードの取得促進とマイナンバーカードを活用した行政サービスの拡充
- 多様な伝達手段による情報の提供
- AIやICT等の活用による生産性の向上
- DX推進に向けた職員の人材育成

### 第一期

## デジタル・ スマートシティ 浜松 の基礎固め

### ③デジタルの力で持続的・包摂的社會を構築

#### モビリティ （移動・物流）

- モビリティとサービスの連携による持続可能なまちづくりの推進
- モビリティサービス推進コンソーシアムを中核とした官民連携によるプロジェクトの創出
- 医療MaaSの推進
- フードデリバリープラットフォームの推進
- テレワークパーク構想の推進

#### インフラ （社会生活基盤）

- ドローンやセンサー等の活用によるインフラの老朽化対策
- 点群データなどインフラ情報のデジタル化
- 都市のデジタル化推進におけるインフラの活用や高度化の検討

#### 社会参加促進

- AIやICT等の活用による障壁の除去
- バリアフリー情報等のオープンデータ化の促進
- 情報へのアクセシビリティの向上
- ICT技術やSNS等を活用した市民参加の促進
- シニア向けスマートフォン講座等の充実

#### エネルギー・循環型社会

- 「浜松市域“RE100”」の実現に向けた推進
- スマートコミュニティ、スマートタウンのモデルの構築
- スマートプロジェクトの実現
- 新清掃工場及び新破砕処理センターをモデルとしたサーキュラーエコノミーの推進

### ④共創の基盤を構築しより強固なものに

#### 官民共創による 推進体制の強化

- 浜松市フェロー等外部人材の活用
- 官民共創によるプロジェクト創出に向けたアイデアソン等の開催
- 次代を担う若者世代の巻き込み
- 官民連携プラットフォームを活用した分野間の連携促進
- シビックテックとの連携や共創

#### 人材育成

- 次代を担う若者の育成
- データ活用に関するセミナーやハッカソン等の開催
- シニア向けスマートフォン講座等の充実
- 人材育成におけるリモートやオンラインセミナー等の活用
- 人材育成における大学やCode for Japan等との連携

#### データ連携基盤の整備や オープンデータの拡充

- データ流通のハブ（中継地）となるデータ連携基盤の整備と利活用
- データ連携基盤の活用事例の創出（「ORI-Project」の推進）
- オープンデータプラットフォーム(ODPF)の整備と利活用
- 点群データのオープンデータ化と利活用促進

#### 通信基盤等の 整備や利活用促進

- 中山間地域等への光ファイバ網の整備支援
- 5Gアンテナ基地局の設置や利活用の促進
- 各種通信（高速・低速等）活用の事例の共有と横展開
- 活用事例の創出やニーズ喚起による各種通信インフラ整備の働きかけ



# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）
意見募集期間	令和4年3月15日（火）～令和4年4月14日（木）
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 デジタル・スマートシティ推進事業本部あて  
住所 : 〒430-0929 浜松市中区中央1-12-7  
E-mail : [dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## ～どうやって意見を書いたらいいの？～

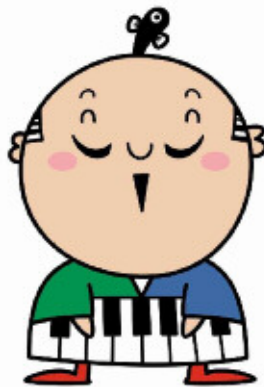
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

### <書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名  
家康くん



皆さんからの  
ご意見を  
お待ちしております  
おるのじゃ！

©浜松市

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	勤労福祉施設（勤労会館と勤労青少年ホーム）のあり方検討について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労会館と勤労青少年ホームはともに築 35 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる。</li> <li>・ 浜松市公共施設等総合管理計画では、建築から 40 年を目安に施設のあり方の見直しを行うこととなっている。</li> </ul>				
対象の区協議会	中区協議会				
内 容	<p>勤労福祉施設（勤労会館と勤労青少年ホーム）のあり方検討の経過及び機能統合（案）について説明するとともにご意見を伺うもの。</p> <p>詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）					
担当課	産業振興課	担当者	山下 佑美子	電話	457-2115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 勤労福祉施設のあり方検討について

### 1 概要

勤労福祉施設（勤労会館と勤労青少年ホーム）のあり方検討を行うため、令和3年10月と令和4年2月に利用者説明会を開催し、利用者から意見の募集を行った。利用者意見の集約結果を参考とした、あり方検討の経過及び機能統合（案）について説明する。

### 2 背景

- ・勤労会館と勤労青少年ホームは、ともに築35年以上が経過し、大規模な修繕が必要な状況。
- ・本市では、「浜松市公共施設等総合管理計画」に基づき、建築から40年を目安に施設の見直しを行うこととなっており、2施設とも統廃合等の対象施設。
- ・令和2年度の包括外部監査において、勤労会館の利用状況を踏まえた上で、統廃合や複合化を検討するよう意見が出された。
- ・勤労会館の稼働率は平成23年度をピークに減少傾向にあり、勤労青少年ホームや近隣施設と比較しても低い状況。

### 3 第1回利用者説明会概要

- ・日時 令和3年10月22日、25日（全4回）
- ・場所 勤労会館、勤労青少年ホーム
- ・説明会内容  
将来の浜松市をとりまく環境  
浜松市公共施設等総合管理計画における勤労福祉施設の位置づけ  
施設概要（老朽化や稼働率等について）
- ・参加団体 52団体
- ・市HP動画公開 10月26日～11月1日（122回視聴）
- ・施設のあり方（機能統合）及び施設の改修について意見募集  
10月22日～12月10日

### 4 第1回利用者説明会における意見募集の集約結果

（提出意見数 54団体から103件）

- ・機能統合への理解を示すものが65.2%、勤労会館の存続・両施設の存続を望むものが34.8%。
- ・勤労会館の登録団体である勤労者団体（労働組合）及び勤労青少年ホームの登録団体である勤労青少年団体からは、機能統合について理解が示された。
- ・勤労会館のホールのほか、大会議室（定員100人程度）、会議室兼ダンス練習室の存続を望む意見があった。
- ・勤労青少年ホームの体育館やテニスコートの存続を望む意見があった。

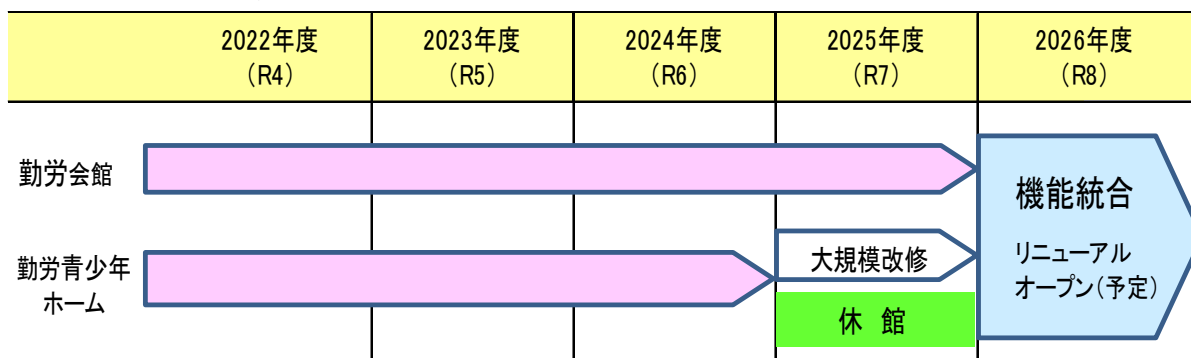
5 第2回利用者説明会概要

- ・日時 令和4年2月22日、25日（全4回）
- ・場所 勤労会館、勤労青少年ホーム
- ・説明会内容
  - 利用者意見の集約結果
  - 勤労福祉施設の機能統合及びスケジュール(案)の提示
- ・参加団体 35団体
- ・市HP動画公開 2月26日～3月4日
- ・機能統合及びスケジュール(案)について意見募集
  - 2月22日～3月18日

6 機能統合及びスケジュール(案)について

- ・勤労青少年ホームを拠点的施設と定め、大規模改修を行い、勤労会館の機能を統合する。
- ・勤労青少年ホームを大規模改修する際は、会議室を整備し、勤労会館の大会議室及び会議室兼ダンス練習室と同等の機能を継続する。
- ・勤労青少年ホームのホールは、講演会や発表会に対応できる機能を追加し、勤労会館ホール利用者の一部（100人以下での利用団体）を受け入れる。
- ・劇場型ホールの利用を希望する団体については、利用目的や利用人数に応じ、福祉交流センターなど他施設を案内する。

スケジュール（案）



## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和4年度中区地域力向上事業の「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の選考結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和4年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について、令和3年度第9回(2月)の協議会でご意見をうかがい、採択・不採択を決定したため、その結果を報告するもの。  詳細は別紙のとおり
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和4年度 中区地域力向上事業（助成事業） 提案事業一覧

No.	事業名 団体名	採択 実績	時期・場所等	事業の概要	事業費	主な経費	採択・不採択
1	「浜松ブルースフェスティバル2022」 浜松ブルース振興会	※R3 中止	時期：R4.9.18（日） 場所：浜松ギャラリーモール ソラモ 来場者：1,000人（延べ）	ブルース音楽を中心とする総合的なイベント（「音楽・ブルース」「バザー・ショップ」「子供・スポーツ、カヤック」の3つを軸）を開催する事業。 ○プロゲスト、アマチュアバンド（中区のバンドを中心に6組）の演奏。洋服・雑貨・古本のバザー及び子供対象のスポーツイベント、カヤックの展示を実施。 ○イベント活動をととして、中区の活性化と賑わいづくりに寄与する。	1,726千円	●出演者等謝礼：500千円 ●音響機材・警備員委託料：250千円 ●会場等使用料：570千円	採択
2	「2022浜松クロスオーバー音楽祭」 はままつミュージックバンク運営協議会	※R2 R3 中止	時期：R4.11.6（日） 場所：浜松ギャラリーモール ソラモ 来場者：1,500人	「音楽のまち」らしい新趣向の音楽祭の開催と全国への発信及び団体の目的である「もっと音楽を有効活用しよう！もっと音楽のまちに！」のPRと結果としての演奏機会の増設を図るための事業。 ○多ジャンルに亘る演奏披露・来場者参加型音楽イベントの実施・他分野の市民団体との連携企画の実施に努める・実施内容を録画、記録し全国に浜松をPR、来浜を促す。 ○「音楽のまち・浜松」のPRに貢献し、中区への来場者誘発、にぎわい創出に寄与する。	1,927千円	●出演者等謝礼：405千円 ●動画制作・音響機材操作等委託料：820千円 ●会場・設営用備品使用料等：290千円	採択
3	「空と酒フェスティバル2022」 空と酒フェスティバル2022実行委員会	新規	時期：R4.5.7（土）～5.8（日） 場所：浜松ギャラリーモール ソラモ 来場者：3,000人	中区を中心とした飲食店と県内の農業生産者・酒蔵・クラフトビール醸造家がマルシェ形式でブースを出店。500円6枚綴りのチケット制で料理等を提供するイベントを開催する事業。 ○ステージにて実施されるトークイベントや音楽ライブを楽しむこともでき、駅前で地域の食を堪能してもらうことで中区の盛り上がりを体感してもらう。 ○街中に出掛けて経済活動をするを促し、都市部へ外出することへの魅力を喚起する。 ○街中事業者と区外エリアの事業者の交流を促すことで、食文化の発展と技術発展の機会とし、街中の食の価値がより高まることを目指す。	4,063千円	●運営スタッフ賃金：493千円 ●消耗品費：577千円 ●イベントブース・音響設備設営等委託料：1,928千円	不採択
4	「まちの保健室 ストレスを乗り越え元気になるプロジェクト」 ちようちょの会	新規	時期：R4.4.1（金）～R5.2.28（火） 場所：ヨガ教室くつろぎ庵（佐鳴台四丁目） 参加者：182人（延べ）	まちの保健室という形で同じ思いを持った医師やその道の専門家の方々を講師に招き、『健康教育』を学ぶプロジェクトを実施する事業。 ○自己理解を深める基礎講座、お話し、自主上映会、食べる瞑想会、元気整体ヨガ、タオライヤー音浴会、アートセラピーの講座を実施。 ○ストレスを乗り越え、精神面からも元気な生活を過ごせるようになる。また、「わかる感」「できる感」「やるぞ感」という、何が人を健康にさせるかの3つのカギである感覚が身に付く。	1,088千円	●講師謝礼：363千円 ●印刷製本費：215千円 ●会場等使用料、映像放映料：347千円	不採択

## 第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和3年度のパブリックコメントの結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和3年度のパブリックコメントの結果について報告するもの。  結果一覧は別紙のとおり。 なお、個別案件の詳細については、浜松市ホームページをご参照ください。  <a href="#">HP検索</a> 「浜松市パブリック・コメント制度」
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



令和3年度 パブリックコメント実施結果一覧

R4. 3. 9現在

No.	協議会 開催日	案件名	意見数	案に対する反映結果 (※)	担当課
1	7月21日	浜松市歴史的風致維持向上計画	28件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案の修正 : 8件</li> <li>・今後の参考 : 7件</li> <li>・盛込み済み : 4件</li> <li>・その他 : 9件</li> </ul>	土地政策課
2	9月29日	第3次浜松市子供読書活動推進計画	64件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案の修正 : 16件</li> <li>・今後の参考 : 23件</li> <li>・盛込み済み : 12件</li> <li>・その他 : 13件</li> </ul>	中央図書館
3	9月29日	第11次浜松市交通安全計画	64件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案の修正 : 5件</li> <li>・今後の参考 : 13件</li> <li>・盛込み済み : 26件</li> <li>・その他 : 20件</li> </ul>	道路企画課
4	11月25日	浜松市人権を尊重し多様性を認め合う 差別のない社会づくり推進条例	集計中	集計中 (令和4年6月に公表予定)	福祉総務課 人権啓発 センター
5	令和4年 1月26日	浜松市区再編	集計中	集計中 (令和4年5月に公表予定)	区再編推進 事業本部

※案に対する反映結果の説明

- ・案の修正 . . . 意見により案を修正した場合
- ・今後の参考 . . . 今後、運用実施していくうえで参考としてく場合
- ・盛込み済み . . . 寄せられた意見がすでに案に盛込まれている場合
- ・その他 . . . 案に直接影響を及ぼさない場合、案に反映しない場合

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方と併せて浜松市のホームページに掲載しています。  
詳細については、担当課にお問い合わせください。